

論 文

更生保護における家族支援の在り方について —多機関連携による「引受人会」の機能の分析—

東京保護観察所立川支部 鶴田 俊男
福島大学人間発達文化学類 生島 浩
福島県総合療育センター 小野 華

(要旨)

東京保護観察所では、保護観察におけるシステムズ・アプローチの新たな展開として、平成30年度から「引受人会」が行われている。保護観察対象者の家族を大半とする引受人への働きかけを、地域の多様な専門機関が連携して行うことで、対象者の保護観察期間が経過した後も息の長い支援がなされ、再犯者の減少を目的とする地域生活臨床への貢献に繋がるという問題意識のもと、実施されている。この新たな企画による「引受人会」は、保護観察官、保護司に加え、地元役所の福祉担当職員や障害者就労支援関係の福祉施設職員、精神保健福祉センター薬物担当者等が協力者として出席し、引受人が語る思い、苦悩に耳を傾けて受け止め、相談に対して適切な助言を行い、病院なども含めて地域の専門機関による支援と繋ぐことを目的としている。

「引受人会」において、保護観察所を主体としながらも地域の多様な専門機関と連携することで、支援対象者はもとより、家族全体の包括的地域生活支援を行うことができるという、実践研究の一例を報告する。

キーワード：システムズ・アプローチ、多機関連携、家族支援、引受人会

1. 多機関連携による「引受人会」

平成28年施行の再犯防止推進法において、地方公共団体・民間団体との連携協力が明記され、更生保護における地域との連携は大きな課題となっている。

東京保護観察所では、保護観察におけるシステムズ・アプローチの新たな展開とし

て、平成30年度から「引受人会」が行われている。保護観察対象者の家族を大半とする引受人への働きかけを、地域の多様な専門機関が連携して行うことで、対象者の保護観察期間に限定されず、矯正施設入所中から退所後までも息の長い支援がなされ、再犯者の減少を目的とする〈地域生活

臨床〉への貢献に繋がるという問題意識のもと、継続的に実施されている(鶴田・生島, 2020)。

この新たな企画による「引受人会」は、保護観察官、保護司に加え、地元役所の福祉担当職員や障害者就労支援関係の福祉施設職員、精神保健福祉センター薬物担当者等が協力者として出席し、引受人が語る思い、苦悩に耳を傾けて受け止め、相談に対して適切な助言を行い、病院なども含めて地域の専門機関による支援と具体的に繋ぐことを目的としている。

保護観察所ではなく更生保護施設や地元の公的施設で開催される土曜日の午後2時間に及ぶ会の流れについては、以下のとおりである。

- ①会の主催である保護観察官がファシリテーターとして会の流れや秘密の保持など約束事の確認をする。
- ②協力者が順に自己紹介をする。
- ③参加者が自分の悩みや苦情など話したいことを話す。
- ④参加者の話に対して、他の参加者や協力者から体験談、助言を述べる。
- ⑤会終了後30分間は、参加者が協力者に更に相談したいことについて個別に相談する場を設ける。

本研究では、「引受人会」の参与観察に加え、参加者、協力者へのインタビュー調査を行い、更生保護における家族支援の一つの在り方としての「引受人会」の機能について帰納的に論じる。「引受人会」における多機関連携が、引受人はもとより協力者にとってもどのように機能しているのか

を分析、検証するものである(武田・生島, 2021)。更生保護におけるプログラム評価の試みとして実践者・研究者の協働報告としてお読みいただきたい(マイケル・スマス, 2009)。

筆者のうち、鶴田統括保護観察官が中核となって会を企画し、生島が共同企画者・ファシリテーター、生島研究室の小野が協力者として記録データを集積、三者の分析結果をまとめたものである。なお、字数制限の都合上、協力者へのインタビュー調査結果は省略したことを申し添えたい。

2. 参与観察による調査

(1)調査対象・調査方法

「引受人会」内で取り扱った事例について取り上げ、引受人のニーズと「引受人会」での関わりについて分析する。

表1に示したのは、参与観察調査期間である2022年8月から2023年10月までに筆者らが出席した全11回の「引受人会」の参加者18組の概要である。分析に用いるデータについては、筆記による記録化に際しては参加者の了解を得て、秘密保護の観点から、情報を一部加工した上で、会の責任者である鶴田がチェックを行った。

分析にあたっては、「引受人の抱える困難と会へのニーズ」を分析テーマとして設定し、修正版グランデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)を用いて行った(木下, 2003)。インタビュー調査で得られた回答を次のような手順で分析した。

- ①得られた言語データを全て文字化し、transcript(転写記録)を作成。

- ②transcriptに目を通して、分析テーマに関連すると思われる部分を抽出。
- ③分析ワークシートを作成し、概念名や概念の定義を決定。
- ④近接する概念同士でカテゴリーを生成。
- ⑤それぞれのカテゴリーや概念の関係を明らかにする目的で図式化し、カテゴリー図を作成。

(2)結果

テキストと概念の分析結果によって得られた概念をカテゴリー分けしたものが表2である。

概念とカテゴリーの分析結果

は、以下に列記する。「」内表記が概念、<>内表記が下位カテゴリー、〔〕内表記が中位カテゴリー、【】内表記が上位カテゴリーである。

- ・「1. 何を話して良いのかわからない」「2. 話すことへの抵抗感」は引受人が話を始める前に口に出すことが多く、【話すことへのためらい】としてまとめた。
- ・「3. 再犯への不安：周りの環境」、「4. 再犯への不安：本人の性質」、「5. 再犯への不安：漠然」は<再犯への不安、疑い>として、「6. 本人の立ち直りを信じる気持ち」、「7. 助けてあげたい」は<立ち直りへの期待、情>として、「8. 信じてあげたいけど不安もある」は<疑いと期待との葛藤>としてまとめ、これらから、「再犯への不安や本人への疑い」と“立ち

表1 引受人会の参加者

参加者	支援対象者との続柄	支援対象者の年代(初回参加時)	支援対象者の状況	参加回数
A	母親	20歳代	保護観察中の行状不良により再度の保護観察中	4
B 夫/妻	父親/母親	40歳代	刑務所入所中	1
C	夫	70歳代	刑務所入所中	2
D	母親	20歳代	刑務所入所中	3
E 夫/妻	父親/母親	20歳代	刑務所入所中	1
F 夫/妻	父親/母親	30歳代	刑務所入所中	1
G	母親	50歳代	刑務所入所中	1
H	母親	10歳代	保護観察処分中	1
I	母親	30歳代	仮釈放(保護観察)中	1
J	妻	50歳代	刑務所入所中	1
K	妻	不明	刑務所入所中	1
L	妻	70歳代	刑務所入所中	1
M	母親	10歳代	少年院入所中	1
N	母親	20歳代	仮釈放(保護観察)中	1
O	母親	40歳代	仮釈放(保護観察)中	1
P	妻	不明	刑務所入所中	1
Q	夫	不明	刑務所入所中	1
R	母親	20歳代	刑務所入所中	1

直りへの期待や本人への情”との間で葛藤する心情があることが推察され、【“不安・疑い・期待・情”葛藤】としてまとめた。

- ・「9. 本人から被害を受ける不安、恐怖」、「10. 本人から受けた被害への思い」、「11. 本人からの被害への覚悟」は<本人からの直接的被害>として、「12. 家族の迷惑：経済的」、「13. 家族の迷惑：手間、外聞」は<迷惑>としてまとめ、これらは本人からの直接的、間接的な被害に起因するものであるため【被害者としての思い】としてまとめた。また、「14. 見守っていかなければいけない」、「15. 家族役割へのプレッシャー」は<責任・プレッシャー>として、「16. 家族としての自責」、「17. 被害者・世間への罪悪感」は<自責・罪悪

表2 参与観察から得られた概念とカテゴリー

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー	概念
		【話すことへのためらい】	1. 何を話して良いのかわからない 2. 話すことへの抵抗感
	【"不安・疑い-期待・情" 葛藤】	再犯への不安、疑い	3. 再犯への不安：周りの環境 4. 再犯への不安：本人の性質 5. 再犯への不安：漠然
		立ち直りへの期待、情	6. 本人の立ち直りを信じる気持ち 7. 助けてあげたい
		疑いと期待との葛藤	8. 信じてあげたいけど不安もある
【"被害者-加害者家族" 葛藤】	被害者としての思い	本人からの直接的被害	9. 本人から被害を受ける不安、恐怖 10. 本人から受けた被害への思い 11. 本人からの被害への覚悟
		迷惑	12. 家族の迷惑：経済的 13. 家族の迷惑：手間、外間
	加害者家族としての思い	責任・プレッシャー	14. 見守っていかなければいけない 15. 家族役割へのプレッシャー
		自責・罪悪感	16. 家族としての自責 17. 被害者・世間への罪悪感
	【とりとめのない話】	愚痴	18. 支援機関への不満 19. 徒労感 20. 家族内の他成員の対応への不満
		自分の生活への不安	21. 経済的不安 22. 自分の体調への不安
		本人への肯定的評価	23. 良い変化 24. 本人の状態への心配 25. 本人の肯定的側面について
【会へのニーズ】		当事者の会としての効用	26. 経験談を聞きたい
	専門的相談	本人に関する相談	27. 引き受けることへの迷い 28. 本人との関係性への不安 29. 対応方法についての迷い
		本人以外に関する相談	30. 家族内の他成員に関する不安
		焦点の定まらない相談	31. 公的支援との繋がりのなさ 32. とにかく何か助けがほしい 33. 何が正しいのか分からない
		【話す場がない】	34. 話す場がない 35. 家族内の他成員の拒否的態度

感>としてまとめ、これらは加害者家族としての自覚に起因するものであるため「加害者家族としての思い」としてまとめた。引受人は、被害者として、また加害者家族としてという相反する立場の間で葛藤を抱えていることが推察されたためこれらを【“被害者－加害者家族”葛藤】としてまとめた。

- ・「18. 支援機関への不満」,「19. 徒労感」,「20. 家族内の他成員の対応への不満」を<愚痴>として,「21. 経済的不安」,「22. 自分の体調への不安」を<自分の生活への不安>として,「23. 良い変化」,「24. 本人の状態への心配」,「25. 本人の肯定的側面について」を<本人への肯定的評価>としてまとめ、これらは結論や議論を求めるのではなく“ただただ話したい”という引受人の思いから語られたものであると推察されたため【とりとめのない話】としてまとめた。
- ・「26. 経験談を聞きたい」は<当事者の会としての効用>としてまとめた。「27. 引き受けことへの迷い」,「28. 本人との関係性への不安」,「29. 対応方法についての迷い」は<本人に関する相談>として,「30. 家族内の他成員に関する不安」は<本人以外に関する相談>として,「31. 公的支援との繋がりのなさ」,「32. とにかく何か助けがほしい」,「33. 何が正しいのか分からぬ」は<焦点の定まらない相談>としてまとめ、これらは福祉制度や司法制度、心理に関する専門的視点が必要な相談事であるため,【専門的相談】としてまとめた。これらが会の中

で語られたことから、当事者の会としての効用や専門的相談は【会へのニーズ】であると解釈できる。

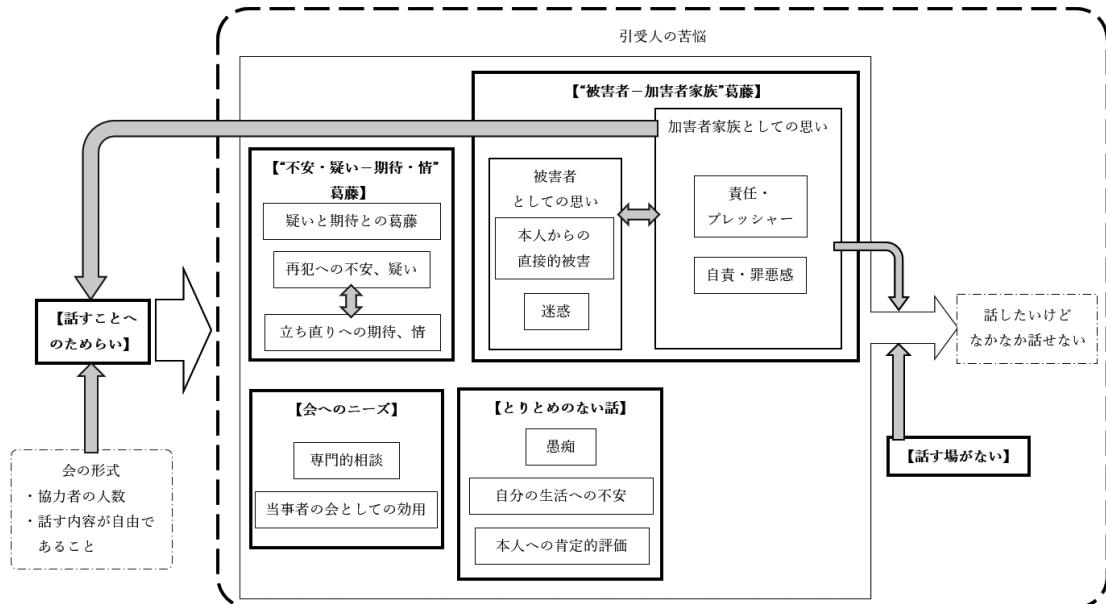
- ・「34. 話す場がない」,「35. 家族内の他成員の拒否的態度」はどちらも本人に関する話をする場がないことに関する訴えであったため【話す場がない】としてまとめた。

以上によって得られたカテゴリーを図式化したものが図1であり、作成過程を述べる。

引受人は話をする前に【話すことへのためらい】を口にすることが多く、図の左端に配置し、その右に時間経過を表す白矢印を配置した。更に、協力者の人数や話す内容が自由であることといった<会の形式>,【“被害者－加害者家族”葛藤】カテゴリー内<加害者家族としての思い>が【話すことへのためらい】に影響していると推察されたため、<会の形式>を図内に追記し、<会の形式>, <加害者家族としての思い>から【話すことへのためらい】に矢印を引いた。

- ・【“不安・疑い・期待・情”葛藤】,【“被害者－加害者家族”葛藤】,【会へのニーズ】,【とりとめのない話】,【話す場がない】は引受人の苦悩であるため、太点線で囲った。
- ・<加害者家族としての思い>や【話す場がない】ことから、引受人としての苦悩を話したいけどなかなか話せないという状況であることが推察されたため<話したいけどなかなか話せない>を図内に追記し、<加害者家族としての思い>,【話す場がない】から<話したいけどなかなか話せない>に矢印を引いた。

図1 カテゴリー図(参与観察)



(3) 考察

本研究対象である引受人会の機能として以下の三つが検証された。

a) “話す場”としての機能

家族は、対象者に関する様々な困り事や愚痴、時には肯定的な内容まで、話したい思いはあるものの、加害者家族としての思いや、話す場がないという状況により、なかなか話せない状態であると考えられる。引受人会が、そうした思いを“話す場”として機能することで、少しでも家族の苦悩を引き受けることができるのではないかと考える。

b) 多様な専門的相談に答える相談会としての機能

家族は、知識がないために本人への対応に不安を感じていることも非常に多い。様々な分野の専門家が集まった引受人会

において、多様な相談に答えることで、家族の決断を援助したり、不安を解消したりすることができるのではないかと考える。また、会の中で地域の支援者と話することで、支援へのハードルを下げるという効果も期待できるのではないかと考える。

c) 当事者の会としての機能

同じ家族の経験談が聞きたいというニーズも多かった。同じような境遇の家族の話を聞いて思いを共有したり、学びを深めるほか、引受人会の特色である「多機関参加型」の形式をいかして、様々な人への支援経験を持つ保護司や協力者の経験談を聞いて学びを深めたり、元気づけられたりすることもあるのではないかと考えられる。

さらに、参加者の“引受人”以外の側面に

ついて明らかとなった。前述のカテゴリーの一つとして【とりとめのない話】を設定したが、これらは、地域で暮らす住民として、あるいは親として、など、引受人としての立場からは離れた話が多かった。更に、【会へのニーズ】カテゴリー内の【専門的相談】の中には<本人以外に関する相談>もあり、これも本人に直接的に関係する相談ではないことから“引受人としての相談事”ではないと言えるだろう。

主として対象者本人の保護観察を行う機関である保護観察所では、対象者家族を、出所後に本人を引き受ける“引受人”として取り扱うが、対象者家族は当然“引受人”以外の側面も持ち合わせており、様々な側面で困り事を抱えている。「引受人会」では、話す内容を限定せず自由に設定することで、こうした様々な側面で抱える苦悩を引き受ける役割を果たしているのではないかと考える。対象者家族を支援する際は、引受人としての側面のみ取り扱うのではなく、それ以外の側面も含めて複雑に絡まり合った様々な悩み事を、細分化せずに取り扱うことも必要なのではないかと考える。

3. 引受人へのインタビュー調査

（1）調査対象・調査方法

前述の参与観察による調査・分析を補強・展開するものとして、会の参加者である引受人を調査対象とし、その質問項目は以下のとおりである。

- ①支援対象者との続柄
- ②引受人としての不安、困難
- ③引受人会への参加理由、目的

- ④引受人会への要望、改善してほしい点
- ⑤引受人会に参加する前と参加後の変化
- ⑥引受人会に参加して良かったと感じる点

2022年12月から2023年10月までの計4回、会実施後に同会場にて、対象となる参加者に個別のインタビュー調査を半構造化面接により実施した。実際にインタビューを行った対象者は表3に示す。

インタビュー調査の分析にあたっては、十分に調査対象を集めることができなかつたため、「引受人の抱える困難とそれに対する引受人会の関わり」を分析テーマとして設定し、北部(2011)の家族教室に関する研究で用いられた分析方法を参考にM-GTAを援用した。インタビュー調査で得られた回答を次のような手順で分析した。

- ①得られた言語データを全て文字化し、transcript(転写記録)を作成。
- ②transcriptに目を通して、分析テーマに関連すると思われる部分を抽出し、要約したものを概念とした。
- ③概念を概観し、関連があると思われるものの同士をカテゴリーとしてまとめた。
- ④それぞれの概念の関係を明らかにする目的で、図式化し、カテゴリー図を作成した。

表3 参加した引受人へのインタビュー調査対象者

	支援対象者との続柄	支援対象者の状況
A	母親	刑務所入所中
B	母親	保護観察中の行状不良により再度の保護観察中
C	母親	仮釈放(保護観察)中
D	母親	刑務所入所中

(2)結果

テキストと概念の分析結果によって得られた概念をカテゴリー分けしたものが表4である。

分析結果は、以下に列記する。「」内表記はテキスト、<>内表記は概念、【】内表記はカテゴリーである。

- ・「夫婦で共有できない」「親にも言えない」などの発言から、引受人は、家族の犯罪に関する話題を自分の身近な人にさえ話すことができず、<誰にも話せない苦しみ>を抱えていることが推察され、カテゴリー【誰にも話せない苦しみ】とした。
- ・「子どものことを信用しきれない」「わたしが引受人になっても良いのか」との発言があり、支援対象者への不信感、自分の関わりへの不信感から、<再犯の不安と葛藤>が伺えた。また、「息子が仕事をしない、見た目を整えない」という<出

所後の不安>も語られた。

- ・引受人は、インタビューの中で「親なら100バー引き受けなきゃいけない」「親だから引き受けるのが普通」と発言しており、“親なら引き受けるべき”という内的・外的プレッシャーを抱えていることが考えられた。また、「立ち直りには家族の力が必要ですって言われると重い」という発言からも、家族として、支援対象者の立ち直りへのプレッシャー、<家族としての責任と葛藤>を感じていることが分かった。
- ・<再犯の不安と葛藤>、<出所後の不安>、<家族としての責任と葛藤>からは家族として身近で本人を心配したり不安に思ったりしている心情が推察されたため【家族としての不安や葛藤】としてまとめた。
- ・「うちは本人もそうだけどそれ以外にひきこもりの息子もいる」「経済的にもギリ

表4 引受人へのインタビューから抽出したテキストと概念、カテゴリー

カテゴリー	概念名	テキスト
【誰にも話せない苦しみ】	誰にも話せない苦しみ	A：夫婦で共有できない、話をできる場がない
		A：自分1人で苦しんでる
		B：職場には子供が犯罪を犯して鑑別所に入ってるっていう話をできない
		B：自分の親にも言えない
		B：自分の家だけに留めておくもの
【家族としての不安や葛藤】	再犯の不安と葛藤	B：可哀想だけど、子どものことを信用しきれない
		B：わたしが引受人になっても良いのか
	出所後の不安	C：息子が仕事をしない、見た目を整えない
		D：どこか住む場所をというか、帰ってきたときのサポートをどうすればいいかなと思って
【引受人として以外の不安】	家族としての責任と葛藤	A：親なら100バー引き受けなきゃいけないと思ってた
		B：親だから引き受けるのが普通かな
		B：立ち直りには家族の力が必要ですって言われると重い部分もある、どこまで自分の人生をささげたらいいんだろう
【引受人として以外の不安】	本人以外の家族への不安	A：うちは本人もそうだけどそれ以外にひきこもりの息子もいる
	家庭の経済状況への不安	C：経済的にもギリギリで、食べるには困らないけどこの先が不安

【話すことへのためらい】	話すことへのためらい	A : こんなに協力者がいっぱい来るとは思わなかった
		A : こんなに人前で話をしてもいいのか
【実施形式への戸惑い】	人数構成への不安 どういう会なのか 分からなかった	C : 参加者が2人だけでびっくりした
		D : 2人しかいないの？そしたら2対何人なんだろうって、そういう緊張はあった
【実施形式の利点】	様々な機関の専門家が 集まる利点	C : 次回もまたチャンスがあるなら、言いたいことが言えるかな
		D : 今日は初めてだったので、自分自身も緊張しましたし、どんな会なんだろうっていうのが漠然としてたので、人がたくさんいて、最初どの人が引受人さんでどの人が関係者の方なんだろうっていうのが分からなかったので、可能だったら名前じゃなくてもこの人はこういう人なんだなって分かると良いなと思いました。
【助言が聞ける】	助言が聞ける	A : いろんな方向から話が聞ける
		C : そうそうたるメンバーがそろっててありがたい
【新たな選択肢の獲得】	新たな選択肢の獲得	D : 今回聞く予定じゃなかったことも教えてもらえるかなっていう気づきにはなりました。聞きたかったこと以外で、実はこういう風に思ってたとか、知らなかっただけど調べなきゃと思ってたことが聞ける相手がいて、良かったなって。ネットで調べるにも限界があって、かといって電話するっていうのは敷居が高すぎちゃって、どうしようかなって思うことが多々あって。それをこういうところで、聞いても良いみたいな雰囲気だから聞きやすいので。窓口に行ってどこですかって回されるのがちょっとあったり、自分でもどこに掛けていいのか分からなかったりっていうのがあるんですけど、そういうのを考えるといろんな部署の人がいて、良いなって思いました。
		B : 土日にやっていただけるのはありがたい
【“話す場”としての効用】	話す場としての効用	D : 今日は場所も更生保護施設だったので、場所とか、どんな感じの建物かも見たかったので、それも踏まえてきました。
		B : いろんな情報だったり話が聞けることによって、自分の引き出しが増える
【当事者の会としての効用】	他の参加者への共感 他の参加者との 違いを感じた	B : 何か助言をいただけるだろうと思って来てみた
		D : 更生保護施設がどんなところなのかとか、ネット上ではあまり情報がなくて、聞きにきました。
【新たな選択肢の獲得】	新たな選択肢の獲得	A : 更生保護施設に入らうという選択肢をこの会に来て初めて知った
		A : 息子に更生保護施設のことを話した
【“話す場”としての効用】	話す場としての効用	A : 息子（支援対象者）のいいところも話せる
		B : 不安な気持ちを話す場になってるのはすごいありがたい時間
【当事者の会としての効用】	他の参加者への共感 他の参加者との 違いを感じた	C : 相談ができる場所、相談できてよかった
		B : 実際に家族側の人たちの話を聞けるのは貴重な機会、大変な思いをして他の方たちもがんばってるんだなって思える
【当事者の会としての効用】	他の参加者との 違いを感じた	A : 他に悩んでいる人がいるんだなと思った
		A : 同じような悩みを持った方の話を聞いて良かった
【当事者の会としての効用】	他の参加者との 違いを感じた	C : 向こう（別の参加者）とは全然違う状況だが、何とかサポートしようとしている気持ちは私にも分かる
		A : 他の参加者が夫婦で来てるのを見たときに、私は、夫婦で相談できないことが一番の悩みなのかなと思った
【当事者の会としての効用】	他の参加者との 違いを感じた	B : 他の家族の話を聞いて、そこまで自分にできるかな、自分はダメな人間だなって感じる時間になったりもする
		C : 全然違うな

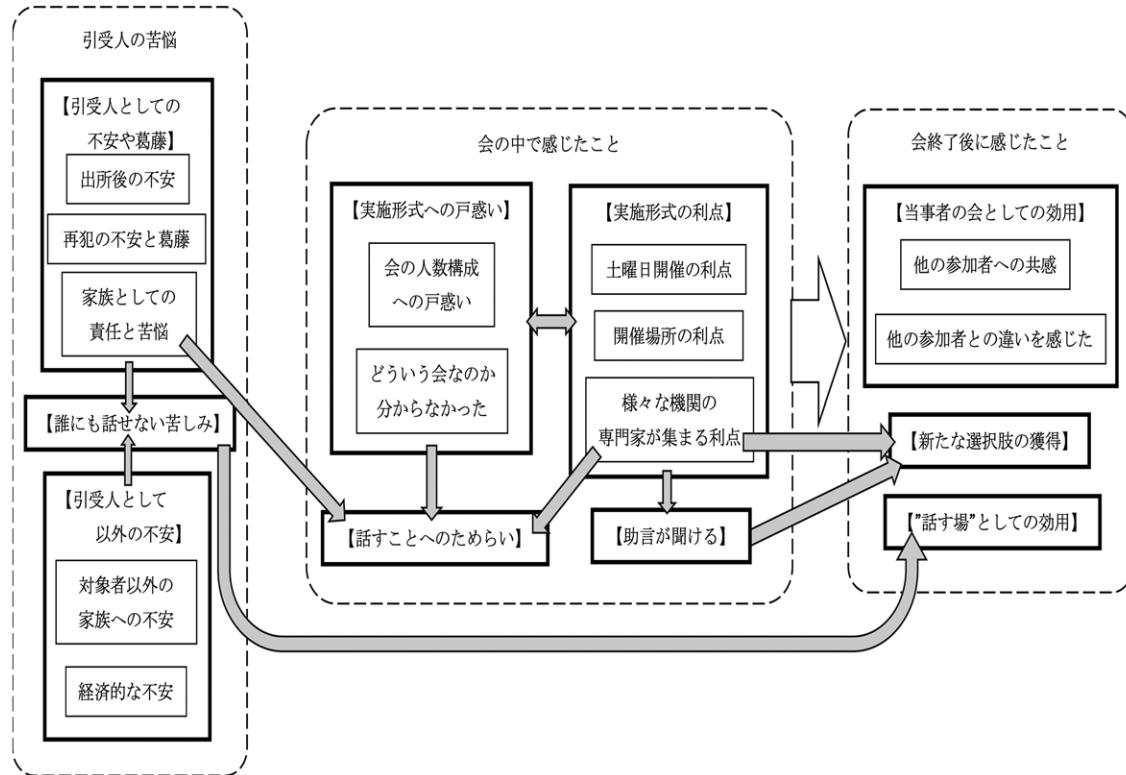
- ギリ」との発言から、引受人としての不安と、<本人以外の家族への不安>や<家庭の経済状況への不安>などの【引受人として以外の不安】とが複雑に絡み合っているのではないかと推察された。
- ・「こんなに協力者がいっぱい来るとは」「こんなに人前で話をしてもいいのか」などの発言から、【話すことへのためらい】が感じられた。
 - ・「参加者が2人だけでびっくり」「どんな会なんだろうっていうのが漠然としてた」との発言から、<人数構成への不安>や<どういう会なのか分からなかった>という【実施形式への戸惑い】が感じられた一方で、「いろんな方向から話が聞ける」「そうそうたるメンバーがそろっててありがたい」「土日にやっていただけるのはありがたい」と、<様々な機関の専門家が集まる利点>や<土曜日開催の利点>、<開催場所の利点>といった【実施形式の利点】も述べられた。
 - ・「何か助言をいただけるだろう」など【助言が聞ける】という意見が語られた。
 - ・「更生保護施設に入つてもらうという選択肢をこの会に来て初めて知った」などの発言から、引受人会に参加したことによって、【新たな選択肢の獲得】ができることが分かる。
 - ・「息子(支援対象者)のいいところも話せる」「不安な気持ちを話す場」「相談できてよかったです」と語られ、引受人会は、引受人にとっては貴重であると思われる【“話す場”としての効用】があることが推察された。
 - ・「他の方たちもがんばってる」「他に悩ん

でる人がいる」「何とかサポートしようとしている気持ちは分かる」と、<他の参加者への共感>が語られた一方で、「他の参加者が夫婦で來てるのを見たときに、私は、夫婦で相談できないことが一番の悩みなのかなと思った」など、<他の参加者との違いを感じた>との意見もあり、自分とのギャップについて考えることも語られた。家族も当事者であり、同質であると同時に異質であるという臨床的理解は、当事者の会であるという引受人会の特徴に起因するもので効用上有用である、これを【当事者の会としての効用】としてまとめた。

以上によって得られたカテゴリーを図式化したものが図2であり、作成過程を述べる。

- ・【引受人としての不安や葛藤】、【誰にも話せない苦しみ】、【引受人として以外の不安】は<引受人の苦悩>として、【実施形式への戸惑い】、【実施形式の利点】、【話すことへのためらい】、【助言が聞ける】は<会の中で感じたこと>として、【新たな選択肢の獲得】、【当事者の会としての効用】、【“話す場”としての効用】は<会終了後に感じたこと>として点線枠で囲い、<会の中で感じたこと>から<会終了後に感じたこと>に時間経過を表す白矢印を引いた。
- ・【引受人としての不安や葛藤】、【引受人として以外の不安】は【誰にも話せない苦しみ】に影響を与えていることが推察されるため、【引受人としての不安や葛藤】、

図2 カテゴリー図(参加者へのインタビュー)



【引受人として以外の不安】から【誰にも話せない苦しみ】に矢印を引いた。

- ・【実施形式への戸惑い】と【実施形式の利点】は対立カテゴリーであるため対立を表すため両矢印を引いた。
- ・【話すことへのためらい】には【家族としての責任と苦悩】、【実施形式への戸惑い】、【実施形式の利点】内【様々な機関の専門家が集まる利点】が影響を与えていることが推察されたため、【家族としての責任と苦悩】、【実施形式への戸惑い】、【様々な機関の専門家が集まる】から【話すことへのためらい】に矢印を引いた。
- ・【助言が聞ける】には【実施形式の利点】が影響を与えていることが推察されたた

め、【実施形式の利点】から【助言が聞ける】に矢印を引いた。

- ・【新たな選択肢の獲得】には【実施形式の利点】内【様々な機関の専門家が集まる】、【助言が聞ける】が影響を与えていることが推察されたため、【様々な機関の専門家が集まる利点】、【助言が聞ける】から【新たな選択肢の獲得】に矢印を引いた。

(3) 考察

個別のインタビュー調査によって、参加者は、【引受人としての不安や葛藤】と【引受人として以外の不安】を抱えており、しかし、それらを【誰にも話せない苦しみ】も抱えていることが明らかになった。そこで、

引受人会の持つ【“話す場”としての効用】として機能することで、引受人の気持ちを楽にすることができると分かった。

【実施形式の利点】とは、【様々な機関の専門家が集まる利点】であり、【助言が聞ける】カテゴリーにつながり、多様な専門的相談に答える相談会としての機能を果たしていた。

更に、引受人が【当事者の会としての効用】である参加者の同質性と異質性を実感している。家族も当事者であるという家族臨床の基本に沿って、他の参加者への共感、あるいは相違を感じるといった当事者の会としての機能を併せ持っていた。これは、引受人の多様性理解につながり、臨床的知見からは引受意思の消極化とならない。

これらにより、前述の3つの機能（“話す場”としての機能/多様な専門的相談に答える相談会としての機能/当事者の会としての機能）は、引受人のニーズに合致しており、実際に会を通して引受人がその有用性を体感していることが明らかになった。

次に、地域生活支援の入り口としての機能が認められた。様々な困り事があり、どう話して良いか分からず、どこに相談すればいいか分からず、という声も多かった。会をきっかけに相談することができた、地域の相談窓口に繋がることができたという参加者もあり、引受人会が、「地域生活支援」の入り口としての機能も有していることが分かった。

その一方で、知り合いと会ってしまうのではないかという不安があり、居住地以外の会場に参加する者もあり、地域の支援者

とは繋がることができない、あるいは望まない参加者がいることも事実である。

最後に、参加者の“引受人”以外の側面について特記したい。すでに【引受人として以外の不安】とカテゴリーを設定したように、個別のインタビューからも、参加者が引受人としての悩みとともに、それ以外の生活場面での悩みごとを抱えていることが分かった。

4. 総合考察

（1）更生保護における家族支援の一つの在り方としての「引受人会」

参与観察による調査、参加者へのインタビュー調査より、社会内処遇における家族支援の一つの在り方としての「引受人会」の機能として、以下の4つが挙げられる。

①“話す場”としての機能

家族は、対象者に関する様々な困り事や愚痴、時には肯定的な内容まで話したい思いはあるものの、加害者家族としての思いや、話す場がないという状況により、なかなか話せない状態であることが推察される。引受人会が、そうした思いを“話す場”として機能することで、少しでも家族の苦悩を引き受け、家族の気持ちを楽にできると分かった。

②多様な専門的相談に答える相談会としての機能

家族は、知識がないために本人への対応に不安を感じていることも非常に多い。様々な分野の専門家が集まった引受人会において、多様な相談に現場の支援者が答えることで、家族の決断を援助したり、

不安を解消したりすることができると分かった。

③当事者の会としての機能

同じ家族の経験談が聞きたいというニーズも多かった。同じような境遇の家族の話を聞いて思いを共有したり、学びを深めたりするほか、引受人会の特色である多機関参加型の形式を活かして、様々な人への支援経験を持つ保護司や協力者の経験談を聞いてエンパワーメント、元気づけられることが分かった。

④地域生活支援の入り口としての機能

様々な困りごとがあり、どう話して良いか分からない、どこに相談すればいいか分からない、という声も多かった。会をきっかけに相談することができた、地域の相談窓口に繋がることができたという参加者もあり、引受人会が、地域生活支援の入り口としての機能も有していることが分かった。

(2)更生保護の基幹である地域生活支援の機能強化

平成28年12月、再犯防止推進法が施行され、同法に基づき「再犯防止推進計画法」が閣議決定された。これによると、この計画の基本方針として、「関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること」とある。これが臨床場面で具現化されたものとして、「引受人会」が機能していることが実証された。多機関連携も従前の関係機関の会議では実効性はなく、実際のケースを前にしての機能

連携が必要不可欠である。このことは、医療観察制度の精神保健観察でのケア会議の有用性を熟知した更生保護の進化である。

従来、家族が大半を占める引受人が再犯抑止に大きな役割を果たしていることは明らかであり、更生保護においても「生活環境の調整」として業務化されていたが、帰住予定地確保のための「引受意思の調査」にとどまっていた。対象者の「生活環境の調整」が引受人の「地域生活支援」にまでパワーアップすることで、再犯防止推進計画の基本方針である「犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようすること」として機能する。法令や通達が現場で組織的に実効化するためには、その臨床経験が集積され、共有化される必要性を繰り返し強調したい。

(3)「引受人会」の今後の展望

本研究における「引受人会」は、主に薬物事犯者等、対象者の犯罪種別を限定して開かれる保護観察における一般的な引受人会とは違い、犯罪種別を問わずに様々な事犯者の家族を対象として実施している。それは、犯罪種別により引受人の状態が異なるわけではなく、そのニーズに応える支援は生活保護や地域福祉、医療などの「地域生活支援」にほかならないからである。

「会の内容が事前に分からぬために参加しづらい」といった声もあるが、参加者から自分でも思いもよらないような困り事が出る、何に困っているのかが分からない、

とにかく助けがほしいというように困り事の焦点が定まっていない状況でも参加できるなど、会の内容の自由さ、あいまいさの利点もある。また、地域生活支援の入り口としての機能について述べたが、あえて居住地以外で参加する参加者については、地域の担当者と直接話すことはできず、地域によっても支援の枠組みが違うために、居住地での参加者と比べると地域支援に繋がることが難しい現実はある。

そこで、プライバシー保護の徹底と情報提供の的確化により、会への参加しやすさと相談しやすさの両立ができれば更に多くの引受人を支援できる会になるのではないかと考える。さらに、“話す場”としての機能、当事者の会としての機能については、本研究で得られた考察を保護司など協力者にもフィードバックすることで、協力者の参加意欲が高まるよう働きかけていきたい。

更生保護における家族支援は、対象者を引き受ける“引受人”へのアプローチとして行われる。しかし、本研究を進めていく中で、対象者家族には“引受人”以外の側面もあり、対象者家族を取り巻く経済的問題や健康上の課題など、対象者の立ち直りを支えるには家族の現状に即した生活環境の下支えが必要不可欠なのではないかと改めて感じることができた。

「引受人会」において、保護観察所を主体としながらも地域の多様な専門機関と連携することで、支援対象者はもとより、家族全体の包括的地域生活支援を行うことができるという、実践研究、プログラム評価の一例を報告した。

＜謝辞＞

本研究にご協力いただいた引受人会参加者、本論からはスペースの関係上省略したが、インタビュー調査に応じていただいた協力者である保護司や更生保護施設職員のほか専門機関の皆様に心よりお礼申し上げます。

本研究の一部は、日本更生保護学会第12回大会(2023.12.3 一橋大学)において報告した(小野・生島, 2023)。

本研究は、生島を研究代表者とするJSPS科研費JP21K01189の助成を受けたものである。

＜引用・参考文献＞

マイケル・スミス 藤江昌嗣監訳(2009)：プログラム評価入門 桦出版社

小野華・生島浩(2023)：更生保護における家族支援の在り方について—多機関連携による「引受人会」の機能の分析— 第12回更生保護学会大会自由研究報告

北部大輔(2011)：少年非行に対する統合的家族支援の一例 福島大学心理臨床研究, (6), 17-22.

木下康仁(2003)：グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践 弘文堂

武田万由子・生島浩(2021)：更生保護における家族支援に関する研究—地域生活支援としての「引受人(家族)会」に着目して— 福島大学心理臨床研究, (16), 17-22.

鶴田俊男・生島浩(2020)：地域で行った多機関連携による引受人会について 更生保護学研究, (17), 80-88.

英文タイトル

A Study on Family Support for Criminals in Community-Based Treatment

Tsuruta Toshio (Tokyo Probation Office)

Hiroshi Shojima (Fukushima University)

Hana Ono (Fukushima General Health and Welfare Centre)

Keywords : **Systems Approach, Multi-Agency Collaboration, Family Support, Gurantor (Family) Meeting**